憲法特集

―識者に聞く

日本国憲法は5月3日で施行60周年の節目を迎える。これまで日本を戦争のできない国としてきた平和憲法が、改憲の脅威にさらされている。憲法と国民投票法案の危険性について2人の識者に語ってもらった。（編集部・連合通信社配信）

歴史の大きな岐路に

渡辺　治さん
（一橋大学教授）

安倍首相は自民党総裁として初めて、「任期中に改憲を実現する」と明らかにした。これは「画期的」なことだ。

自民党は結党以来、改憲をめざしてきたが、政治課題に掲げたことはなかった。国民の平和主義や小国主義が強いこと、改憲には時間がかかりリスクも大きいこと、政治を不安定にする可能性があるためだ。

ところが、90年代からは改憲の流れが強まっている。経済グローバル化に伴って日米企業が世界、とくにアジアに進出していることが背景だ。米国は「世界の警察官」として軍隊による秩序維持をめざしている。日本はこれに協力しようとしているが、憲法9条があるため自衛隊は海外で米軍の行動に協力することができない。

しかし、改憲の壁は依然高い。そこで、日本の歴代政権は解釈改憲を行ってきた。その頂点が小泉政権で、米軍の戦争に追随してイラクへ派兵を行った。だが、憲法9条の束縛で武力行使はできず、軍事的に足手まといになったため、米国は九条を変えて自衛隊が武力行使できるようにすることを強く求めている。この意味で、安倍政権は90年代以降の改憲の流れの完成をめざして発足した、とみることができる。

法案成立後、改憲加速

安倍政権は改憲のための「車の両輪」をつくろうとしている。一つが国会で発議できる改憲案づくりであり、もう一つは国民投票法案だ。先に投票法案に手をつけたが、参議院選挙後には改憲案づくりが始まることになるだろう。

国民投票法案では必ず勝てるルールづくりと、民主党を巻き込んだ法案づくりをねらった。というのも、勝てなければリスクを冒してまで国民投票を行う意味がないからだ。また、与党だけの党利党略で法案をつくってしまうと、民主党は怒って賛成せず、一緒に改憲を発議することが難しくなるからだ。

与党案と民主案を見比べてみると、与党は譲歩可能な部分では民主案を丸のみしていることが分かる。投票期間や投票方法、マスコミ規制などの点だ。

肝心の部分は譲っていない。国民が投票に参加することを阻止するための公務員・教育者の「地位利用」の禁止や、テレビのスポットCMの放任、最低投票率を定めないことなどだ。

国民投票法案が成立したら、与党は民主党を巻き込んで改憲案をつくり、発議するだろう。

これは軍事大国化の完成のため9条改憲に絞ったものだ。

危険な内容知らせよう

この3年間の、新聞の世論調査の推移をみると、「改憲賛成」が減り、「9条改憲反対」が増えている。「九条の会」など草の根の運動によって国民の意識が変わりつつあるということだ。

こうした大きな輪をつくる動きは明らかに前進しているが、それとかみあって機敏に動くべき労組や市民団体などの取り組みが弱いのが実情だ。両者がかみあった運動をつくることが課題となっている。

昨年の教育基本法改悪反対の時は、両者がかみあった運動が展開された。教育基本法改悪の内容を知らない人にとっても、「愛国心教育は何となく危険」と分かりやすかったからだ。

国民投票法案の内容について国民はまだ十分に理解していないし、護憲派の中にも「国民が投票するための法律をつくるのはよいこと」などの誤解がある。労組などは法案の内容を国民に早急に知らせる必要がある。教育基本法改悪反対の時のレベルの運動が今できれば、投票法案の推進派は苦しくなるだろう。

憲法施行60年の今年、私たちは歴史の大きな岐路に立っていることを忘れてはならない。（談）

現実の中で機能する憲法を

江橋　崇さん
（法政大学教授）

日本国憲法は今年で施行60年を迎える。第9条には手を加えるべきではないが、その他の、時代の変化に合わない部分やおかしな部分については直さなければいけない。これが憲法を現実の中で機能させるための道だ。

国際的にみても、憲法改正は普通に行われていることだ。「憲法を改正するのは悪いこと」と言っているのは日本だけだ。

日本の場合、第9条があるため憲法が特別なものとして扱われ、改正は行われたことがない。しかし、例えば1954年には鳩山内閣が「憲法第9条は自衛権を認めている。自衛隊は憲法違反ではない」としたのをはじめ、解釈改憲が過剰に行われてきた。その結果、憲法と現実の関係にゆがみが生じてきた。

国民とともに憲法尊重を

国民主権の憲法は、国民投票法づくりが第一歩だ。与党と野党、衆議院と参議院、そして国会と国民投票の協力が欠かせない。

憲法改正は全面改正というよりも、増補型改正が適当だと思う。既存の条文は削除しないで、修正の条文を追加していく方法だ。

増補の結果、矛盾する条項が出てくるかもしれないが、国民の人権などに深刻な影響が出たら、最高裁が判断を示せばいい。これによって大きな混乱は防ぐことができる。

新聞社の世論調査では国民の多数が憲法改正に賛成している。他方、「憲法第9条改正に反対」という国民が多数を占めている。このように、国民の中には護憲から改憲までいろいろな意見があるのが現状。そうした国民全体をまとめて、憲法を尊重する方向にもっていくのが民主主義だ。

アジアのモデルに

今年、北朝鮮をめぐる問題が解決に向かって大きく前進する可能性がある。北朝鮮は核開発を停止し、日本や米国との国交を回復、拉致問題でも大きな進展が期待される。

そうなると、北朝鮮を含む東アジアでの憲法問題が課題となるだろう。日本はアジアのモデルケースとなって、アジアでの環境や人権、民主主義などの基準をつくるとともに、「基準を守ろう」と各国に提起しながら政府開発援助（ODA）を提供することが期待される。

そんな時に、憲法の扱いをめぐって日本の国民をまとめることができないというのでは指導力が問われることになる。もちろん、アジア諸国に「軍国主義の復活か」と恐れられるような9条改憲はだめだ。

憲法めぐる今後の動き

安倍政権は、任期中に第9条を中心に憲法を改正すると公言している。しかし、北朝鮮問題が解決した時のことをシミュレーションしてほしい。

仮想敵国としての北朝鮮は存在しなくなるわけで、改憲論などは吹っ飛んでしまうだろう。

もう一つの仮想敵国とされるのは中東のイランだが、自衛隊がイランで米国の下働きをできるように集団的自衛権を行使可能とするのなら、解釈改憲で十分だ。わざわざ憲法を明文改正するまでもない。

今、米国は日本にこの解釈改憲を要求している。麻生外務大臣の核武装発言を聞いて、「日本は危ない国だ。第9条の改憲をさせてはいけない」と思ったからではないか。

実は、安倍政権の改憲発言は右翼としてのポーズにすぎず、国民投票法が成立したら改憲の動きはひとまず終わり、ということも考えられる。第一、法案が成立したとしても3年間は改憲を発議できない。その間に安倍政権から別の政権に代わっているはずだ。（談）

国民投票法案

改憲派に有利で不公正

狙いと問題点を永田悦夫氏（新聞部長）に聞く

法案の狙いは、9条改憲のために改憲案を通すのに都合のよい仕組みをつくることにある。その背景には、任期中の改憲を掲げる安倍首相自身の思惑のみならず、日本経団連などの強い要請に応えるには今国会での通過がタイムリミットだという焦りがある。

与党は、ここで強行して民主党が一時的にへそを曲げても、しょせん民主党は参院選対策のポーズであり、国会に設置される憲法審査会での改憲論議には戻ってくると踏んでいる。与党案は民主党案に大幅に譲歩しており、内容的には民主党に文句はないからである。

2割の賛成でも成立

法案の第一の問題点は、投票の最低投票率の基準が全くなく、有効投票の過半数で成立するとしていることである。過去8回の国政選挙を平均した有効投票の半分は27・1％、つまり「4人に1人」の賛成でも成立してしまう。最低であった95年・参院選だと「有効投票の過半数」は19・5％、なんと「5人に1人」の賛成でも改憲が成立するという、提案者側に大変有利なものになっている。

資金力がモノいうCM

第二は、投票日の1、2週間前になるまで有料のテレビCMをいくらやってもいいことになっている。CMは資金力がモノをいう。国政選挙時に投下される政党広告費（新聞・テレビ・ラジオ）が、投下期間2週間ほどで合わせて数百億円ぐらいと言われている。そこから考えると、国民投票には数百億円というばく大な広告費が使われる可能性がある。国民投票に関するCMの圧倒的な部分が、巧みにつくられた改憲イメージアップのCMで埋められてしまう恐れがある。まさに「憲法を金で買う」事態にもなりかねない。

もう一つは、ばく大な広告費が動くことで、マスメディアの報道姿勢にも影響を与える恐れがある。改憲派という巨大スポンサーの意向をそんたくし、報道内容の自主規制が起こらないといえる保証はない。

“憲法”自由に語れない

第三は、公務員・教育者の運動を禁止し、改憲派に有利なものになっていることである。憲法99条には、国会議員を含め公務員は憲法を尊重し擁護する義務があると記されている。そもそも憲法とは国家を拘束するものである。縛られる側から「変えよう」と言い出すのはおかしなことである。

9条25条は表裏の関係

いまの社会は、若い人が未来に希望を持ちにくくなっている。その一つが貧困と格差の拡大である。非正規採用が増え、希望を持って社会に出て行けない状況にある。もう一つは、きな臭い雰囲気が広がっていることである。イラク戦争では、憲法9条があるから戦闘行為ができないなかで自衛隊が派兵された。教育基本法改悪は、「国や郷土を愛する」ことが達成すべき教育目標とされた。

憲法9条の「戦争の放棄」と25条の「生存権の保障」は表裏の関係である。25条がずたずたになった社会では、戦争を好む人間が生まれてくるかも知れない。貧困と格差が広がれば、徴兵制をしかなくても生きていくために戦場に行くしかないと思う人が出てくるであろう。

9条25条改憲への条件づくりである国民投票法案は、徹底審議のうえ廃案にすべきである。